

## VII-33

### アセス制度における評価に関して

建設省東北地方建設局環境審査官室 正会員 加藤裕一

#### 1. はじめに

いよいよ本年6月から環境影響評価法が施行されることになった。科学的知見の集積があつてこそ環境影響評価の手法も変化するという関係である以上、法律の施行そのものが調査手法をドラスチックに変えるものではない。法律施行の意味合いは、一定の要件を満たす事業については、環境影響評価の「手続き」に法律の裏付けがなされることになったということに極言すれば過ぎないとも言える。

尤も、技術的な観点からは、個々の調査技術を環境影響評価として体系化して行く過程、例えば、対象とする環境要素、調査成果の評価手法などに目新しく感じられる点はある。これらの変更は、1984年以来行われて来たいわゆる「閣議アセス」の調査成果の蓄積の上になされたものである。本稿では、これらの内、調査手法の変更に関して、主に東北地方建設局が現在までに関与した「閣議アセス」50件（準備書の地元縦覧段階までのものも含む）についての取りまとめを基に、従来の手法を評価し、新法下でのアセスの方向を整理しようとするものである。

#### 2. 「閣議アセス」における評価の手順

「閣議アセス」では、評価対象とする環境要素を大きく、公害の防止、自然環境の保全の二つの観点に分け、前者では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7項目を、後者では、地形・地質、植物、動物、景観、野外レクリエーションの5項目を、対象項目としている。

評価は、これら12項目について文献調査、現地調査を行った後、影響が大きいと思われる項目について保全目標を設定し、対象事業がこの目標をクリアーしているかどうかを（対象項目を構成する個々の要素ごとに）評価するものである。

評価は、1) どのような保全目標を評価の基準として設定するか、

2) 対象事業による影響を保全目標に照らしてどのように評価するか

の二段階を踏むことになる。

公害の防止、自然環境の保全の2つのグループでは、科学的知見の集積の度合いを反映して、それぞれ予測評価の手順が異なっている。

#### 3. 公害の防止に関する要素の評価

公害の防止に関する各項目では、環境基準等が公にされているので、これを事業地域に当てはめることによって、上記2の1)に関しては議論はない。又、限界はあるにしても客観的な予測の手法があるので、事業が与える環境への影響をどう評価するかに関しては、予測数値と環境基準値等との関係を見れば良いのであって曖昧さはない。環境基準値等を満足することが出来なければ何らかの対策を採ることになるが、これに対しても客観的な評価が行える。

#### 4. 自然環境の保全に関する要素の評価

自然環境の保全に関する要素に関しては、そもそも例えば「植物」に関して事業がどのような影響を与えるかを評価することさえ出来ない状況にある。上記2. 1)に関しては、「全国的価値に値する、都道府県の価値に値する、市町村の価値に値する」という3つの基準を設けているが、「植物」が全体としてそのどれに該当するかを見るのではなく、「植物」を構成する個々の要素（例えばエビネ）がこのどれに該当するか当てはめを行う。更に、それぞれが、「環境要素を努めて保全、環境要素を相当程度保全、環境要素への

影響を努めて最小化」という保全目標に該当するとして、事業が与える影響がその保全目標に照らして問題がないかどうかを評価する。上記 3. と比べて、評価の手順が曖昧である。

そもそも、当該地域に「植物」を構成する要素としてどのようなものがあるのかについてさえ必ずしも明らかではないのであるが、その要素が例えば全国的価値に相当するかどうかについても自明ではない。幾らかでも曖昧さを避けようとして、レッドデータリストに載っているかどうかを目安にする事が多い。逆に言えば、典拠が整理されていないものについては位置付けが難しいと言うことであって、植物を例に採ると、全国的価値とされたものは、のべ 40 種、都道府県の価値 238 種・群落、市町村の価値 25 種・群落と、「市町村の価値」のものが少ないという形になっている。

改訂によって、従来普通種とされていたものが貴重種になったり、その逆があったりという例がある。実際、平成 9 年のレッドリストの提示によって、従来 1 事業あたり 2.3 種程が「全国的価値」とされていたのに対して、最近の 6 事業では 15.3 種がそのような評価を受けている。問題は、「全国的価値」のものであれば「努めて保全」、即ち、極端に言えばルートを変えてでもその植物を保全しなければならないということになるところにあり、現在でさえレッドリスト記載種は全植物種の 2 割に達するのに、今後この割合が更に増加した場合、例えば道路計画が可能であるかと言うことになる。

この問題を避ける方法は次の 2 通りある。

1) 「努めて保全」の定義の方を柔軟に考える

2) 「努めて保全」とすべき植物種を厳選する

現在は、どちらかというと 1) に拠っているのであるが、これは、評価基準の方を適宜シフトさせていると言うことであって問題が多い。Mace (IUCN) も言うようにレッドリストは単なる現況報告なのであるからである。

上記 2. 2) に関しては、そもそも科学的知見が乏しいと言わざるを得ないのが現状である。道路敷きに或いは湛水区域内に「努めて保全」とすべきものがあつたとして、どのようにすれば対象事業がこの目標をクリアしていると言えるかと言うことである。例を哺乳類に取れば、次のようである。

|                        |      |
|------------------------|------|
| 周辺に同様な環境があるので影響は少ない    | 20 例 |
| トンネル等の構造物で通過するので影響は少ない | 11 例 |
| 生息域を通過しないので影響は少ない      | 10 例 |
| 生息の可能性が少ないので影響は少ない     | 9 例  |
| 生息域の中心を通過しないので影響は少ない   | 2 例  |
| 既存の道路があるので影響は少ない       | 1 例  |

## 5. 法アセスにおける評価

平成 9 年 12 月の環境庁告示によって、法アセスにおいては、従来の「目標クリア型」から「ベスト追求型」へ評価の方法が変更されることになった。事業者が出来る限り環境への影響を小さくしたかどうかという観点から評価を行おうと言うことのようなのであるが、従来の評価における問題点は、科学的知見の集積の程度に因るものであるので、「ベスト追求型」の評価にあたっては、科学的知見の地道な積み重ねが求められるよう。